

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める要望意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とし、夫婦同姓を義務づけています。このため、婚姻に際しては、多くの女性が名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを負っている現実があります。

平成8年、法制審議会は夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申しましたが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らず議論は長年にわたり平行線のまま推移しています。

最高裁判所は平成27年12月の判決に引き続き、令和3年6月の判決においても、民法第750条を合憲としたものの、この種の制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべきであるとしています。

そのような中、令和6年6月、経団連は夫婦別姓を認めず旧姓の通称使用を続けることは、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして国に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言しており、また、同年10月には国連女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っています。

法制審議会の答申から30年近くを経た今、再び選択的夫婦別姓制度の導入を巡っては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されています。

よって、国においては、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣